

令和7年度都道府県単位保険料率について

1. 都道府県別保険料率（1/3）

令和7年1月29日（水）開催
第134回全国健康保険協会運営委員会
資料1-2より抜粋

令和7年度都道府県単位保険料率の算定について

（単位：％）

	医療給付費に ついての調整後の 保険料率 (a+b)		医療給付費に ついての調整前の 所要保険料率 (a)		調整(b)		所要保険料率 (a+b+4.65) (c)	保険料率 (精算反映後、 インセンティブ 反映前) (c)	保険料率 (精算・インセンティブ 反映後) (d)	
					年齢調整	所得調整			インセンティブ 分	
全 国	5.35	5.35	—	—			10.00	10.00	10.00	0.000
1 北 海 道	5.67	6.21	▲ 0.33	▲ 0.22			10.32	10.30	10.31	0.010
2 青 森	5.19	6.35	▲ 0.37	▲ 0.79			9.85	9.84	9.85	0.007
3 岩 手	5.02	5.99	▲ 0.35	▲ 0.62			9.68	9.61	9.62	0.010
4 宮 城	5.42	5.91	▲ 0.16	▲ 0.33			10.07	10.10	10.11	0.010
5 秋 田	5.37	6.72	▲ 0.63	▲ 0.72			10.02	10.01	10.01	0.000
6 山 形	5.31	6.12	▲ 0.31	▲ 0.49			9.96	9.90	9.75	▲ 0.148
7 福 島	4.94	5.43	▲ 0.20	▲ 0.28			9.60	9.61	9.62	0.010
8 茨 城	5.05	5.07	▲ 0.04	0.02			9.70	9.66	9.67	0.010
9 栃 木	5.21	5.38	▲ 0.08	▲ 0.09			9.87	9.81	9.82	0.010
10 群 馬	5.10	5.20	▲ 0.02	▲ 0.08			9.75	9.76	9.77	0.010
11 埼 玉	5.12	5.02	▲ 0.01	0.11			9.77	9.75	9.76	0.010
12 千 葉	5.15	5.10	▲ 0.06	0.11			9.80	9.78	9.79	0.010
13 東 京	5.26	4.46	0.17	0.63			9.91	9.90	9.91	0.010
14 神 奈 川	5.30	5.00	▲ 0.06	0.36			9.95	9.91	9.92	0.010
15 新 潟	4.86	5.32	▲ 0.15	▲ 0.31			9.51	9.59	9.55	▲ 0.040
16 富 山	4.98	4.95	▲ 0.07	0.11			9.64	9.68	9.65	▲ 0.027
17 石 川	5.21	5.19	▲ 0.01	0.04			9.86	9.87	9.88	0.010
18 福 井	5.28	5.47	▲ 0.14	▲ 0.04			9.94	9.93	9.94	0.010
19 山 梨	5.17	5.46	▲ 0.16	▲ 0.14			9.82	9.88	9.89	0.010
20 長 野	5.02	5.27	▲ 0.08	▲ 0.17			9.68	9.76	9.69	▲ 0.067
21 岐 阜	5.28	5.39	▲ 0.00	▲ 0.10			9.94	10.01	9.93	▲ 0.079
22 静 岡	5.11	5.07	▲ 0.04	0.08			9.76	9.79	9.80	0.010
23 愛 知	5.33	4.92	0.19	0.23			9.98	10.02	10.03	0.010
24 三 重	5.25	5.22	0.02	0.01			9.90	9.98	9.99	0.010
25 滋 賀	5.22	5.28	0.08	▲ 0.14			9.88	9.96	9.97	0.010
26 京 都	5.39	5.28	0.07	0.04			10.05	10.02	10.03	0.010
27 大 阪	5.60	5.32	0.16	0.12			10.25	10.23	10.24	0.010
28 兵 庫	5.51	5.52	0.02	▲ 0.03			10.17	10.15	10.16	0.010
29 奈 良	5.42	5.88	▲ 0.02	▲ 0.43			10.08	10.02	10.02	0.001
30 和 歌 山	5.46	6.06	▲ 0.08	▲ 0.52			10.11	10.19	10.19	▲ 0.001
31 鳥 取	5.26	6.09	▲ 0.16	▲ 0.67			9.92	9.92	9.93	0.010
32 島 根	5.45	6.24	▲ 0.27	▲ 0.52			10.11	10.05	9.94	▲ 0.106
33 岡 山	5.49	5.66	0.06	▲ 0.23			10.15	10.16	10.17	0.010
34 広 島	5.31	5.41	0.04	▲ 0.14			9.96	9.96	9.97	0.010
35 山 口	5.56	5.83	▲ 0.17	▲ 0.10			10.21	10.35	10.36	0.010
36 徳 島	5.73	6.20	▲ 0.11	▲ 0.36			10.38	10.49	10.47	▲ 0.025
37 香 川	5.59	5.99	▲ 0.05	▲ 0.35			10.24	10.20	10.21	0.010
38 愛 媛	5.47	5.95	▲ 0.01	▲ 0.47			10.12	10.17	10.18	0.010
39 高 知	5.48	6.03	▲ 0.17	▲ 0.39			10.13	10.12	10.13	0.010
40 福 岡	5.65	5.90	0.04	▲ 0.29			10.30	10.30	10.31	0.010
41 佐 賀	6.06	6.93	▲ 0.19	▲ 0.68			10.71	10.77	10.78	0.010
42 長 崎	5.67	6.70	▲ 0.27	▲ 0.76			10.33	10.40	10.41	0.010
43 熊 本	5.64	6.34	▲ 0.10	▲ 0.60			10.29	10.26	10.12	▲ 0.137
44 大 分	5.62	6.41	▲ 0.22	▲ 0.57			10.27	10.29	10.25	▲ 0.048
45 宮 崎	5.33	6.21	▲ 0.13	▲ 0.75			9.99	10.14	10.09	▲ 0.048
46 鹿 児 島	5.64	6.65	▲ 0.12	▲ 0.90			10.29	10.30	10.31	0.010
47 沖 縄	5.03	6.41	0.11	▲ 1.48			9.69	9.44	9.44	▲ 0.002

2. 都道府県別保険料率（2/3）

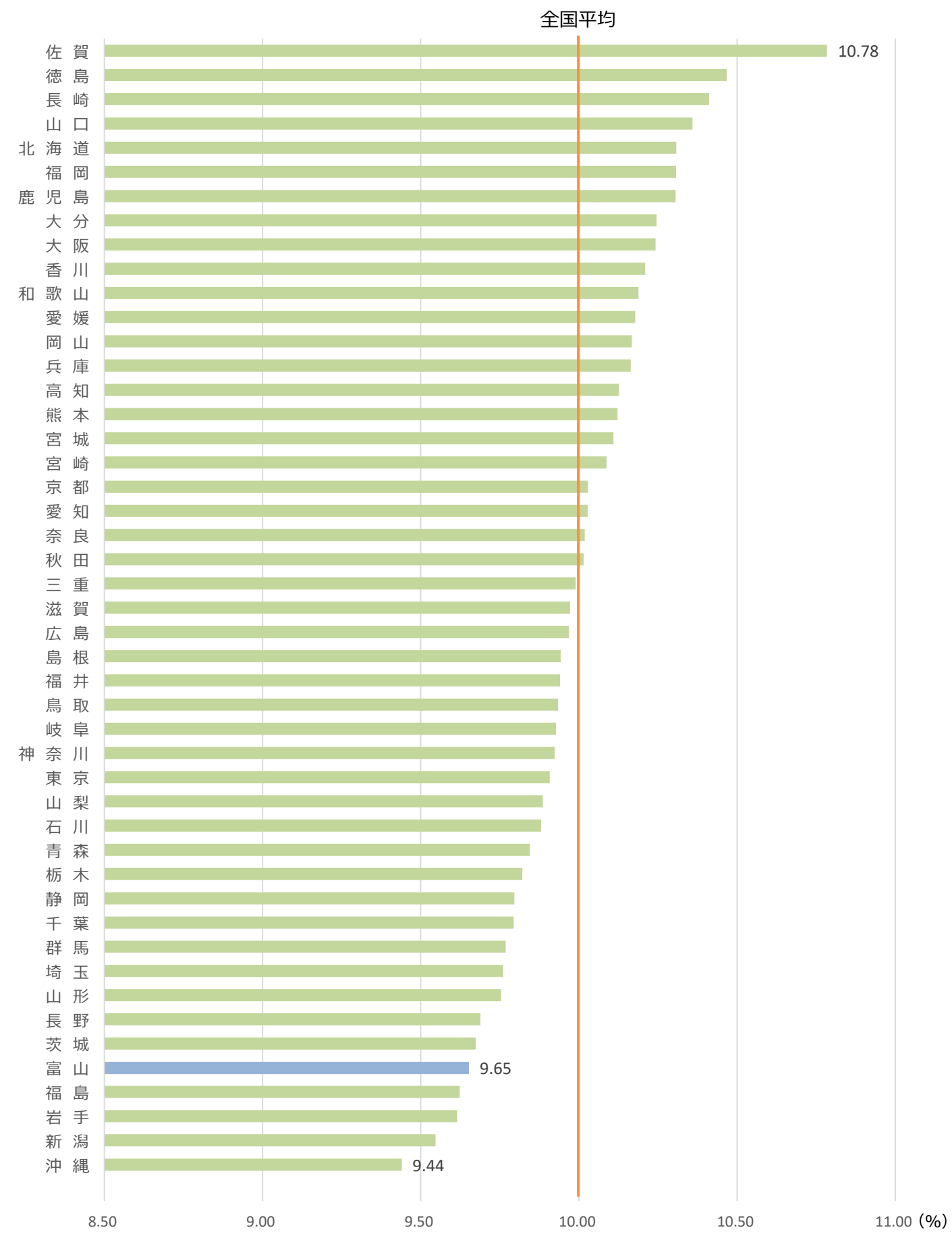
令和7年1月29日（水）開催
第134回全国健康保険協会運営委員会
資料1-2より抜粋

（参考）令和7年度都道府県単位保険料率の令和6年度からの変化

（単位：％）

		令和6年度保険料率	令和7年度保険料率	現在からの変化分
		(a)	(b)	(b)－(a)
全 国		10.00	10.00	0.00
1	北 海 道	10.21	10.31	+0.10
2	青 森	9.49	9.85	+0.36
3	岩 手	9.63	9.62	▲0.01
4	宮 城	10.01	10.11	+0.10
5	秋 田	9.85	10.01	+0.16
6	山 形	9.84	9.75	▲0.09
7	福 島	9.59	9.62	+0.03
8	茨 城	9.66	9.67	+0.01
9	栃 木	9.79	9.82	+0.03
10	群 馬	9.81	9.77	▲0.04
11	埼 玉	9.78	9.76	▲0.02
12	千 葉	9.77	9.79	+0.02
13	東 京	9.98	9.91	▲0.07
14	神 奈 川	10.02	9.92	▲0.10
15	新 潟	9.35	9.55	+0.20
16	富 山	9.62	9.65	+0.03
17	石 川	9.94	9.88	▲0.06
18	福 井	10.07	9.94	▲0.13
19	山 梨	9.94	9.89	▲0.05
20	長 野	9.55	9.69	+0.14
21	岐 阜	9.91	9.93	+0.02
22	静 岡	9.85	9.80	▲0.05
23	愛 知	10.02	10.03	+0.01
24	三 重	9.94	9.99	+0.05
25	滋 賀	9.89	9.97	+0.08
26	京 都	10.13	10.03	▲0.10
27	大 阪	10.34	10.24	▲0.10
28	兵 庫	10.18	10.16	▲0.02
29	奈 良	10.22	10.02	▲0.20
30	和 歌 山	10.00	10.19	+0.19
31	鳥 取	9.68	9.93	+0.25
32	島 根	9.92	9.94	+0.02
33	岡 山	10.02	10.17	+0.15
34	広 島	9.95	9.97	+0.02
35	山 口	10.20	10.36	+0.16
36	徳 島	10.19	10.47	+0.28
37	香 川	10.33	10.21	▲0.12
38	愛 媛	10.03	10.18	+0.15
39	高 知	9.89	10.13	+0.24
40	福 岡	10.35	10.31	▲0.04
41	佐 賀	10.42	10.78	+0.36
42	長 崎	10.17	10.41	+0.24
43	熊 本	10.30	10.12	▲0.18
44	大 分	10.25	10.25	0.00
45	宮 崎	9.85	10.09	+0.24
46	鹿 児 島	10.13	10.31	+0.18
47	沖 縄	9.52	9.44	▲0.08

3. 都道府県別保険料率（3/3）



4. 参考（都道府県単位保険料率の変更に係る支部長意見）（1/3）

令和7年1月29日（水）開催
第134回全国健康保険協会運営委員会
資料1-3より抜粋

令和7年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見

〔 〕は昨年度の支部数

- 当該支部の保険料率について『妥当』、『容認』とする趣旨の記載がある支部

23支部 〔24支部〕	・引き上げとなる支部（28支部中	7支部）	〔24支部中	4支部〕
	・引き下げとなる支部（18支部中	16支部）	〔22支部中	20支部〕
	・変更がない支部（1支部中	0支部）	〔1支部中	1支部〕

- 当該支部の保険料率について『やむを得ない』とする趣旨の記載がある支部

24支部 〔23支部〕	・引き上げとなる支部（28支部中	21支部）	〔24支部中	20支部〕
	・引き下げとなる支部（18支部中	2支部）	〔22支部中	2支部〕
	・変更がない支部（1支部中	1支部）	〔1支部中	1支部〕

- 当該支部の保険料率について『反対』とする趣旨の記載がある支部

0支部 〔0支部〕	・引き上げとなる支部（28支部中	0支部）	〔24支部中	0支部〕
	・引き下げとなる支部（18支部中	0支部）	〔22支部中	0支部〕
	・変更がない支部（1支部中	0支部）	〔1支部中	0支部〕

意見の提出なし 0支部 〔0支部〕

※ 都道府県単位保険料率の変更がない支部については、健康保険法上、支部長の意見の聴取を行うことは必要とされていないため、理事長からの法定の聴取は行っていない。
ただし、支部長として都道府県単位保険料率の変更が必要と考える場合は、法第160条第7項の規定に基づき、評議会の意見を聴いた上で、意見を提出することができる。
また、当該支部の支部長が、都道府県単位保険料率を変えないことが「妥当」、「容認」等の意見を任意で提出することも認めている。

4. 参考（都道府県単位保険料率の変更に係る支部長意見）（2/3）

協 富 山 支 部 発 第 250117-06 号
令 和 7 年 1 月 1 7 日

全国健康保険協会
理事長 北川 博康 様

全国健康保険協会富山支部
支部長 毛呂 聡史
(公印省略)

都道府県単位保険料率の変更に係る意見

標記について、健康保険法第 160 条第 7 項の規定に基づき、評議会の意見を踏まえ、下記のとおり当職の意見を申出いたします。

記

1. 意見の要旨

富山支部の令和 7 年度保険料率を、令和 6 年度保険料率の 9.62%から 0.03%引き上げ 9.65%とすることについてやむを得ないものと考えます。

2. 理由等

引き上げの要因が、前々年度の支部収支差の精算など支部直近の取組みが大きく影響しているものではないこと、またインセンティブ制度の減算対象支部となり支部の取組みが一定認められたことから、物価急騰等加入者の実質賃金が減少している経済状況であっても、支部保険料率引き上げはやむを得ないものと評議会で理解を得られたため。

以上

5. 参考（都道府県単位保険料率の変更に係る支部長意見）（3/3）

都道府県単位保険料率の変更に係る評議会における意見（富山支部）

（令和7年1月16日開催 富山支部評議会）

【評議会の意見】

- ・ 富山支部保険料率を9.65%とすることに異議なし。

【評議員の個別意見】

（被保険者代表）

- ・ 都道府県単位保険料率について、全支部と比較すると一番高い支部と一番低い支部とで1.3%以上の差があり、前年度以上の乖離幅である。標準報酬月額30万円で計算すると、保険料月額で約4,000円の差がありこの差は大きい。今後、保険料率の支部間格差の在り方について、検討する必要があるのではないかとと思われる。